

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人柏岡清勝の上告理由第一点について。

論旨は、原判決に法令の解釈を誤つた違法があると主張する。

原審の確定した所によれば、被上告人は、受取人より裏書譲渡を受けて本件手形の所持人となり、これを訴外株式会社 E 銀行に隠れたる取立委任裏書をなし、同銀行は、満期日に呈示したけれども支払を拒絶せられたので、これを被上告人に返還し、被上告人がぞの所持を回復したものである。

而して、裏書人が被裏書人より手形の返還を受けたときは、さきの裏書を抹消するまでもなく、該手形の権利者たることを証明すれば、手形債務者に支払を請求し得る（昭和二九年（オ）第八六号同三元年二月七日第三小法廷判決、民集一〇巻二七頁参照）のであるから、前記事実関係よりすれば、被上告人が本件手形上の権利を行使するためには、必ずしも隠れたる取立委任裏書を抹消することを要しない。それのみならず、被上告人は何時にも、かゝる裏書を抹消し得ることは、論ずるをまたない所である。

されば原判決は正当であつて、これに所論の違法はなく、論旨は、採用し得ない。

同第二点について。

所論の事由は、原審において主張判断がない。論旨は、独自の見解に立つて原判決を非難するものであつて、上告適法の理由とならない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	一
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	高	橋		潔